

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団アーティストバンク取扱基準

平成20年 2月15日制定

19ACC本部発第215号

(事務局長決定)

平成28年 2月 3日一部改正

令和5年 3月 13日一部改正

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「財団」という）が区民の芸術文化活動等を支援するために、アーティストの人材情報の登録と情報の提供及び活用について必要な事項を定めることを目的とする。

(アーティストの登録資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 個人又は団体の構成員のうち、少なくとも1人以上が区内在住・在勤者、若しくは区内で活動していて、演奏、歌唱、舞踊、演劇、書画等に関する芸術文化等の特技学識を持ち、出張出演・指導等ができること。
- (2) 財団が実施する事業や後援等を行う事業との関わりのある個人又は団体であること。
- (3) その他理事長が適当と認めた個人又は団体。

2 次の各号に該当する場合は、登録対象外とする。

- (1) 18歳未満の者。（ただし、保護者の同意があるものを除く）
- (2) 政治又は宗教的目的をもって活動しようとする者。
- (3) 暴力団及びこれに準ずる団体に関わっていると認められる者。
- (4) 財団及び他のアーティストの品位を傷つける恐れのある者。
- (5) その他、アーティストバンク登録者として不適格と財団が認める者。

(アーティストの登録)

第3条 アーティストの登録は次のとおりとする。

- (1) 登録を希望する者は、別に定める公益財団法人荒川区芸術文化振興財団アーティストバンク登録申請書を財団へ提出するものとする。
- (2) 財団は、提出された登録申請書を審査し、事務局長が決定する。
- (3) 登録の有効期間は、登録年度から3年間とする。
- (4) 登録有効期間終了後、継続して登録を希望する者は、その旨を財団に申し出なければならない。

2 登録が完了した際は、財団は当該個人又は団体に対しその旨を所定の登録承認通知書をもって通知する。また、登録にふさわしくないとの判断の際は、

所定の登録不承認通知書をもって通知する。

(登録の取消し)

第4条 登録されたアーティストが、次の事項に該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録票の内容に偽りがあったとき。
- (2) アーティストの地位を利用し、不当な営利活動、宗教活動、政治活動等をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 本人からの取消しの申し出があったとき。
- (5) その他アーティストとして不適格と財団が認めたとき。

2 登録の変更または取消しを行う場合は、所定の登録内容変更届、取消通知書をもって行うものとする。

(アーティストの紹介)

第5条 財団は、ホームページでアーティストに関する情報を提供する。

2 ホームページを見た個人や団体等から、財団にイベント等への出演依頼があった場合、財団はアーティストの了承を得た上、依頼した個人や団体等へ連絡先を伝えることとする。

3 アーティストとの交渉は、個人や団体等が自主的に行うことを原則とする。

(経費)

第6条 アーティストに対し、謝礼等を支払う場合の経費は、依頼した個人や団体等の負担とする。

(報告)

第7条 財団は、アーティストまたは依頼者に活動の報告を求めることができる。

(その他)

第8条 アーティストの活動に伴い発生した事故については、財団は責任を負わないものとする。

附 則

この基準は、平成20年2月15日から適用する。

附 則

この基準の改正は、平成23年1月26日から適用する。

附 則

この基準の改正は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準の改正は、平成２８年２月３日から適用する。

附 則

この基準の改正は、令和５年４月１日から適用する。

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団アーティストバンク登録申請書

令和 年 月 日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 理事長 殿

アーティストバンクの登録について、下記のとおり申請します。

個人・団体名			
代表者氏名			
住所※	〒		
連絡先※	電話番号		
	電話番号（携帯）		
	FAX		
E - mail※			
ホームページアドレス※			
SNS アカウント※			
＜プロフィール＞		＜活動内容及び実績＞	
※別紙提出も可		※別紙提出も可	
出演・指導の内容			
出演・指導できる場所			
出演・指導料の目安等			
添付資料	本人の写真・活動写真・創作作品・その他		
備考			

※WEB上で非公開とする。他に非公開の項目がある場合は、備考欄に記載すること

決 済 欄	事務局長	文化事業係長	管理係長	担 当